

令和5年度教育行政重点施策

学校教育

1 確かな学力を付けるために

- 小・中学校間の連携推進
- 学習指導の充実
- 読書活動の推進
- 情報教育の推進

2 豊かなこころを育てるために

- 道徳教育等心の教育の充実と推進
- 学びに向かう人間性の涵養^{かんよう}
- 生徒指導の充実
- キャリア教育の充実
- 幼・保・小・中・高の連携の推進
- 多文化共生教育の推進
- S D G s と関連させたE S Dの推進
- 情報モラル教育の推進

3 健やかな体を育てるために

- 体育や健康に関する指導の充実
- 健康教育の充実
- 食育の充実
- 健康管理の充実
- 部活動等の実施

4 障がいのある児童・生徒のために

- 特別支援教育の推進
- 環境整備の充実

5 危機管理体制の確立のために

- 防災教育の推進
- 学校の安全対策の確立

○ 公文書や情報及び会計管理の徹底

○ 学校施設設備等の改善

6 教職員の資質能力の向上のために

○ 教職員の指導力向上

○ 教職員のタイムマネジメント力向上

○ 教職員の健康管理

○ 服務規律の徹底

7 教育の条件整備のために

○ 教職員等の適正配置

○ 学校の組織力の強化

○ 開かれた学校づくり

○ I C T 環境の整備

社 会 教 育

1 生涯学習の推進

○ 学習機会の充実

○ 青少年育成の環境づくり

○ 社会教育施設の整備

2 文化・芸術の振興

○ 郷土の歴史・文化財の保存・活用

○ 郷土の伝統文化の継承

○ 文化・芸術活動の推進

3 生涯スポーツの振興

○ ライフステージに応じたスポーツ機会の充実

○ だれもが気軽に楽しめるスポーツ機会の提供

○ スポーツ施設の整備・充実

○ 身近なスポーツ環境の充実

○ スポーツ団体の活動支援と充実

○ スポーツ指導者の育成

4 中央図書館活動の振興

○ 図書館サービスの充実

○ 子ども読書活動の推進

学校教育

1 確かな学力を付けるために

○ 小・中学校間の連携推進

- ・ 小・中学校教職員が共同して、児童・生徒の義務教育9年間を見通した教育課程の重要性を意識し、効果的な指導方法等の工夫改善に努める。

○ 学習指導の充実

- ・ 主体的・対話的で深い学びにつながる授業改善を推進する。
- ・ 個別最適な学び（「指導の個別化」や「学習の個性化」）や補充学習等の充実に向けて学習支援コーディネーターを配置し、学生ボランティアの募集や効果的な配置等を行うことで、児童・生徒一人一人への細やかな学習支援と基礎学力の向上を図る。
- ・ 個別最適な学び（「指導の個別化」や「学習の個性化」）や協働的な学び、ＩＣＴ機器を効果的に活用した学習指導、補充学習等を行うことで、義務教育段階で身に付けるべき基礎学力の充実に努める。
- ・ 児童・生徒一人一人にあった指導を通して、基礎学力の向上と個性及び創造力、判断力などの伸長を図り、個別化・個性化教育を推進する。
- ・ 各教科において、レポートの作成や論述、発表といった知識・技能を活用する学習活動を積極的に取り入れることで、思考力・判断力・表現力などの基盤となる言語活動の充実を図る。
- ・ 各教科における授業と家庭学習を連携させることで、学習効果を高めるとともに学習習慣を確立する。また、家庭学習が主体的なものとなるよう工夫を図る。
- ・ 小学校高学年と中学校に外国人のALT、小学校に理科実験支援員や教科等特別指導員を配置し、教材研究や教材作成、授業の進行において担任の補助を行うことで、授業の充実を図る。
- ・ 学力調査等を実施してその結果を各校で分析することで、児童・生徒の学力実態を把握し、指導方法の改善に生かす。

○ 読書活動の推進

- ・ 学校、家庭、地域における児童・生徒の読書活動を推進するため、図書館との連携を図った読書推進体制をつくるとともに、読書センター、学習・情報センターとして、また、心の居場所としての学校図書館の機能を充実させる。

○ 情報教育の推進

- ・ 各教科及び総合的な学習の時間等において、児童・生徒がさまざまな手段を用いて得た情報を適切に活用し、積極的に発信することができる基礎的な能力を養う。

2 豊かなこころを育てるために

○ 道徳教育等心の教育の充実と推進

- ・ 豊かな人間性の育成を図るため、児童・生徒の心に響く道徳教育を推進するとともに、保護者や地域と連携した道徳教育を進める等、その充実に努める。

○ 学びに向かう人間性の涵養^{かんよう}

- ・ 自分の意見を言う、相手の意見を聞く、物事に挑戦するなどの活動を多く取り入れ、自己統制力や好奇心、人に関わる力の向上を図る。

○ 生徒指導の充実

- ・ 児童・生徒に規範意識や社会生活のルールを確実に身に付けさせ、問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決に学校が組織的に取り組む体制を確立する。また、家庭、地域社会、関係機関との連携の一層の推進に努める。

- ・ 東浦町いじめ防止基本方針を基に、いじめの未然防止、早期発見への取り組みを実施するとともに保護者、地域、関係機関と連携して、いじめ防止に取り組む。

- ・ 各学校において策定されている「学校いじめ防止基本方針」がさらに実効性を持つように実施計画や実施体制を改善していく。

- ・ いじめや不登校をはじめとした学校生活及び家庭生活での悩みをかかえる児童・生徒、保護者等の相談を受ける窓口及び電話相談窓口「子どもと親のほっとライン」にて、深刻な諸問題の早期対応・早期解決を目指す。

○ キャリア教育の充実

- ・ 児童・生徒の社会的・職業的自立に向け、自らの力で生き方を選択していく

ことができるよう必要能力や態度を育成する。

- ・ 自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するとともに、将来自立し時代の変化に力強くかつ柔軟に対応していく幅広い能力を身に付けさせることを目指す。
- ・ 男女共同参画の意識高揚を図る。

○ 幼・保・小・中・高の連携の推進

- ・ 小・中学校の教育情報を保育所や幼稚園及び高等学校に積極的に提供するとともに、異校種の連携を強化することで、教育課程の接続、児童・生徒の心身の健全育成について共に取り組む。
- ・ 小・中学校・高等学校が連携し、教育課程の研究に取り組む。

○ 多文化共生教育の推進

- ・ 児童・生徒が世界の国々の自然や生活を学習する中で、多文化への理解を深めたり、国際社会の中で共に生きることの意義を理解したりするなど、多文化共生教育の推進を図る。

○ S D G s と関連させた E S D の推進

- ・ 各教科及び総合的な学習の時間などにおいて、環境や国際理解等をテーマとした学習活動を行ったり、各教科のカリキュラムの中にある環境、資源、生命、国際理解等の S D G s の要素を意識し、関連付けて指導したりすることで、持続可能な社会の実現に向けて取り組む人材の育成を図る。

○ 情報モラル教育の推進

- ・ 取得した情報の活用（著作権・肖像権等）について、情報モラルの向上を図るべく、情報教育や道徳教育だけでなく様々な機会を通じて児童・生徒および保護者へ啓発する。
- ・ 情報モラルに関するトラブルの事例や対策等についての情報交換を行い、児童・生徒への情報モラル教育についての研修を深める。

3 健やかな体を育てるために

○ 体育や健康に関する指導の充実

- ・ 教員の実技研修等の充実を図り、学校の授業改善を推進する。

- ・ 体力テストを実施し、その結果を分析することで、児童・生徒の体力実態を把握し、指導方法の改善に生かす。
 - ・ 病気になり患しないよう、自分の健康状態に关心をもち、健康で安全な生活を送ることができるような資質・能力を身に付けることができるようとする。
 - ・ 小学校において歯の健康を促進するため、むし歯予防効果の高い方法の一つであるフッ化物洗口を実施する。
- 健康教育の充実
- ・ がん教育を進めることにより、健康診断の必要性及び早期発見・早期治療の重要性の理解を深める。
 - ・ 関係機関との連携を図りながら、「薬物乱用防止教室」及び「健康教室」等を開催し、健康教育の充実を図る。
- 食育の充実
- ・ 児童・生徒に健康づくりの基礎となる望ましい食習慣や栄養バランスの取れた豊かな食事について理解させるため、栄養教諭を活用し、町内の各小中学校に対して食育の推進を図る。
 - ・ 学校給食の安全及び衛生管理の徹底を図る。
- 健康管理の充実
- ・ 学校医による健康診断の結果を有効に活用し、児童・生徒の健康保持増進を図る。
 - ・ 生徒数が 700 人を超える東浦中学校に必要に応じて養護教諭補助員を配置し、生徒の病気や怪我等の早急な対応及び充実を図る。
- 部活動等の実施
- ・ 東浦町部活動指導ガイドラインを基に、限られた時間の中での効率的な活動を通して、よりよい人格形成が図られるよう、教員の指導力向上と条件整備を行う。
 - ・ 休日の部活動の地域移行に向け、平日の部活動の地域移行も視野に入れ部活動の新たな形の検討を続ける。

○ 特別支援教育の推進

- ・ 特別な支援が必要な児童・生徒一人一人の実態を正しく把握し、個に応じた支援を行うため、児童・生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する。それらの活用を通して、多様できめ細かい指導内容や指導方法の工夫充実を図るとともに、発達段階や特性に応じ、その可能性を最大限に伸ばすよう努める。
- ・ 就学指導にあたっては、個々の児童・生徒の障がいの特性を十分把握し、発達課題を明らかにした上で、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育支援委員会の審査を踏まえて組織的に検討する。
- ・ 教育支援委員会は、早期からの教育相談や支援、就学決定に関するこに加え、その後の一貫した支援についても助言を行うよう努める。

○ 環境整備の充実

- ・ 障がいの重複化及び多様化が進む中、障がいの状態や発達状態に応じた特別支援学級の設置や施設及び設備の充実を図るとともに、個々の障がいに応じた指導・環境の充実を図る。
- ・ 小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意する。

5 危機管理体制の確立のために

○ 防災教育の推進

- ・ 児童・生徒が地震などの自然災害について正しく理解し、自ら的確な判断の下で防災・減災行動を取れるようにするために、家庭や地域の防災組織、大学などの研究機関とも連携しながら、包括的な減災教育に努める。

○ 学校の安全対策の確立

- ・ 見守り活動実施団体等との連絡体制を充実し、共通の情報による対応を図る。
- ・ 学校安全体制の充実のため、学校内外の安全について常に点検し、安全マップを活用する等、安全確保のための指導の充実を図る。また、非常時を想定した避難訓練等を継続的に実施する。
- ・ 各学校で作成する「危機管理対応マニュアル」を基に、具体的な危機管理対

応についてその徹底と改善を図り、児童・生徒の安全について地域や保護者と連携して、万全の体制を確立する。

○ 公文書や情報及び会計管理の徹底

- ・ 学校が作成し保管する個人情報及び公文書等について、適正な管理を行う。
また、学校で扱う会計管理の徹底を図る。

○ 学校施設設備等の改善

- ・ 「学び」にふさわしい教育環境の中で、児童・生徒が安全で快適な学校生活を営めるよう、計画的で適切な教育環境の整備や充実に努める。
- ・ 学校環境美化活動及び施設整備の充実のため、学校環境整備員を配置し、児童生徒の情操の形成及び安全の確保を図る。

6 教職員の資質能力の向上のために

○ 教職員の指導力向上

- ・ 愛知県教員育成指標を踏まえ、教職員研修を効率的に行う。
- ・ 教職員の研修意欲を促進し指導力の向上を目指す。
- ・ 管理職、経験年数及び職能成長に応じた各種研修の充実を図り、使命感や教育改革に向けた意識改革を図るとともに、専門的能力の向上を目指す。
- ・ 計画的な人材育成の推進を図るため、年齢層に応じた研修や長期研修等の各種研修を計画的に実施する。
- ・ 教職員に対する接遇研修を実施し、基本的なマナーの習得に努める。

○ 教職員のタイムマネジメント力向上

- ・ 効率的な業務遂行と業務改善を進め、ワークライフバランスを意識した教職員集団を形成する。

○ 教職員の健康管理

- ・ 教職員に対しストレスチェックを行い、メンタルヘルスの実態把握と職場環境の改善に役立てる。
- ・ 東浦町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則等を遵守し、在校等時間の管理と指導を徹底する。

○ 服務規律の徹底

- ・ 教職員の不祥事防止と服務規律の徹底に向けて、事例研究と法令に関する校内研修会を実施し、教職員一人一人にその使命と職責を一層自覚させる。

7 教育の条件整備のために

- 教職員等の適正配置
 - ・ 教育水準の維持向上を図るため、各種の加配や非常勤講師の配置等、県の事業などを活用して教職員等の適正な配置に努める。
- 学校の組織力の強化
 - ・ 保護者や地域社会の声を学校運営に反映する「学校評価」の機能を向上させ、学校運営の改善に努める。
 - ・ 機能的な校務運営組織及び校務分掌を設定するとともに、学校事務の共同実施組織を組織し、学校間の情報共有、相互支援、事務の効率化を図る。
- 開かれた学校づくり
 - ・ 学校便りやウェブページを活用して、学校の教育活動についての情報を積極的に保護者、地域住民等に提供することで保護者や地域住民の学校への理解を促進する。
 - ・ 授業や学校行事の公開を進め、「地域に開かれた学校づくり」に努める。
 - ・ 全校にコミュニティ・スクールを設置し、地域とともに学校運営を行う。
- I C T環境の整備
 - ・ 校務支援システムを活用した学校事務の軽減と効率化を図る。
 - ・ 児童・生徒の学習が深い学びとなるよう、I C T機器の有効活用を図る。
 - ・ センターサーバーによるネットワークを活用して、教材や指導法を教員が共有し、授業力の向上を図る。

社会教育

1 生涯学習の推進

○ 学習機会の充実

- ・ 自己の啓発及び向上を図ろうとする住民一人一人の意欲に応えるため、教養、趣味、地域活動など幅広い学習機会を提供すると共に自主的な活動を支援する。
- ・ 地域の人々が長年培ってきた技能・能力・経験を生かせるよう、地域における文化活動の指導者となる人材を発掘する。
- ・ 東浦町内で開催される講座や教室の状況及び町内で活動するサークルなどの情報誌を発行すると共に、ホームページに掲載する。
- ・ 高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にある中、生きがいづくりや仲間づくりができるよう、学習の機会を提供し、高齢者の活動を支援する。
- ・ プログラミング教室の開催等により I C T に係るスキルを学べる機会を提供し、将来の I C T を担う人材を発掘する。
- ・ 学校・家庭・地域社会がそれぞれの教育力を活かし、連携・協力しながら生活習慣や規範意識、他人を思いやる心などを持った子どもの育成を支援するため、学習の機会や交流の場を提供し、家庭教育を推進する。

○ 青少年育成の環境づくり

- ・ 次代を担う青少年の健全育成を図るため、子どもや若者の活動の場と地域社会に対する关心や愛着を高めることのできる機会を提供し、青少年教育を推進する。

○ 社会教育施設の整備

- ・ 文化センターの管理及び計画的な改修等を行う。
- ・ 地区コミュニティセンター（5館）及び藤江公民館の管理及び計画的な改修等を行う。
- ・ 郷土資料館（うのはな館）の管理及び計画的な改修等を行う。
- ・ 中央図書館の管理及び計画的な改修等を行う。

2 文化・芸術の振興

○ 郷土の歴史・文化財の保存・活用

- ・ 郷土資料館（うのはな館）を中心として、歴史や文化財に関する資料の発掘、保存、展示、調査研究を実施する。
- ・ 講座や企画展を開催し、郷土の歴史を広く紹介するとともに住民ボランティアグループの活動を支援する。
- ・ 郷土愛の育成を図るため学校と連携して地域文化財紹介動画を作成し、完成動画を公開して文化財を広くPRする。

○ 郷土の伝統文化の継承

- ・ 郷土に伝わる伝統文化を後世に伝えるため、伝統文化の継承を支援する。

○ 文化・芸術活動の推進

- ・ 文化及び芸術に係る事業の実施及び担い手の活動を支援する。

3 生涯スポーツの振興

○ ライフステージに応じたスポーツ機会の充実

- ・ 東浦マラソンやみんなでスポーツを楽しむ会など、多世代が参加できるイベントやスポーツ活動を推進し、地域や家庭での多様なスポーツ活動につなげる。
- ・ 子どものスポーツ活動を推進するため、スポーツ活動やイベントを通じて、スポーツに親しむ機会を充実・確保する。
- ・ 学校における休日部活動の地域移行に向け、国や県のガイドライン・推進計画に基づき町の推進計画を策定し、令和5年9月に準備が整った種目から活動が開始できるよう、運営整備を進めていく。
- ・ 各小学校で、共通の運動に取り組み、町全体の子どもの体力向上を目指す。また、各運動種目の記録上位者を表彰することで、さらなる運動意欲の向上につなげる。

○ だれもが気軽に楽しめるスポーツ機会の提供

- ・ 地域住民がスポーツに参加しやすい環境を整えるとともに、スポーツを通じた地域の交流を図る。
- ・ 実業団やプロスポーツ選手による体験教室を実施し、スポーツへの意識を高め、スポーツ人口の拡大を図る。

- スポーツ施設の整備・充実
 - ・ 社会体育施設や学校体育施設の有効活動や補修整備を行い、利便性の向上を図り、スポーツ環境を整える。
- 身近なスポーツ環境の充実
 - ・ 社会体育施設の利用に支障のないように維持管理し、活用を促進する。
- スポーツ団体の活動支援と充実
 - ・ 住民のニーズに合わせたニュースポーツ、競技スポーツなど幅広い種目で団体が活動しやすいスポーツ環境を整える。
 - ・ スポーツ団体等への活動を支援し、活性化につなげる。
- スポーツ指導者の育成
 - ・ 講習会を開催し、スポーツ活動を支える人材育成に努め、既存の指導者の技能を高め活性化を進める。

4 中央図書館活動の振興

- 図書館サービスの充実
 - ・ 指定管理者と連携し、講座、イベント等の実施や蔵書の積極的な活用を通じて図書館活動の充実と図書館の利用促進を図り、図書館サービスの向上に努める。
 - ・ よむらび電子図書館を含めた図書館資料の整備充実を図る。
 - ・ 郷土資料館、他部署と連携した展示企画やイベント、講座を実施する。
 - ・ 保健センターと連携し、4か月健診時にブックスタート事業を展開する。親子に絵本の読み聞かせを実践し、おすすめ絵本を渡して、読み聞かせの大切さを啓発する。
 - ・ 将来的に自動貸出・返却、ICゲートの設置、蔵書点検の効率化が可能となるよう、すべての資料にICタグの貼付を進める。
- 子ども読書活動の推進
 - ・ 図書館のマスコットキャラクター「よむらび」を活用し、親しみやすい図書館のイメージを広め、読書活動の促進を図る。

- ・ 東浦町子ども読書活動推進計画に沿った事業を実施し、家庭や保育園及び学校等と連携した読書活動を推進する。